
鹿島市国土強靱化地域計画

令和2年3月

鹿 島 市

目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靱化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本市の特性	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 海岸	3
(4) 河川	3
(5) 低平地	4
(6) 活断層	4
(7) 気候	4
2 過去の災害被害	5
○鹿島市における風水害の被害状況	5
○佐賀県における災害事象ごとの被害状況	6
(1) 大雨	6
(2) 台風	8
(3) 高潮	10
(4) 地すべり等	10
(5) 竜巻	11
(6) 地震	11
(7) 津波	13
3 計画において想定するリスク	13
(1) 豪雨・大雨（洪水）	14
(2) 台風	14
(3) 高潮	14
(4) 地すべり等	14
(5) 竜巻	14
(6) 地震	14
(7) 津波	14
III 脆弱性評価	15

1 脆弱性評価について.....	1 5
2 事前に備えるべき目標.....	1 6
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	1 6
4 施策分野.....	1 8
5 評価結果.....	1 8
IV 施策分野ごとの推進方針.....	1 9
1 行政機能・情報手段・組織.....	1 9
2 環境・文教.....	2 0
3 保健医療・福祉.....	2 0
4 経済・産業.....	2 1
5 生活基盤整備・交通.....	2 1
V 計画の推進と不断の見直し.....	2 4
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果.....	2 5
【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果.....	3 7
【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針.....	4 2
【別紙4】国土強靱化における個別事業一覧.....	5 1

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本県においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画及び佐賀県の国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （3）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、基本計画及び県地域計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)
第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「鹿島市総合計画」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「第六次鹿島市総合計画」の最終年度の令和2年度までとする。

ただし、令和3年度以降も、本計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとし、今後新たな「鹿島市総合計画」が策定された際は、それに合わせて、本地域計画の内容と期間を変更することとする。

Ⅱ 想定するリスク

1 本市の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本市は、佐賀県の南西部に位置し、北は塩田川をもって白石町と境をなし、南東は太良町、西は嬉野市、南は長崎県大村市と接し、東は有明海に面している。

鹿島市役所は、東経130度6分、北緯33度6分に位置し、市の面積は112.12km²である。

交通の面では、国道207号が南北に貫き、国道498号が嬉野市へ、国道444号が大村市へと続く主要道路となっている。また、県道、市道はそれらの分岐道として、市内を網羅している。

(2) 地勢・地質

本市の南部に経ヶ岳(1,076m)を主峰とする多良岳山脈があり、裾野は放射状の侵食谷が発達している。また、これらの山間部からの河川によって扇状地が形成され、平野部が有明海に向かって広がっている。

山間部には、急傾斜地崩壊や土砂崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在しており、有明海岸沿いには日本で最も干満の差が大きいとされる広大な干潟が存在している。

市内の主な土地利用の形態は、耕地23.5%、山林48%、宅地5.6%となっている。

(3) 海岸

本市の東には、干満の差が著しい(6メートル)有明海沿岸の広大な干潟が存在しており、猛烈な台風が直撃または佐賀県の西側を通過するような場合は、高潮や波浪による浸食や浸水が発生することがある。

(4) 河川

本市には、塩田川、中川、鹿島川、石木津川などをはじめ22の河川があり、有明海に注いでいる。流路延長は短く、また、有明海の潮汐の影響

を大きく受けるため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

これらの河川は、多良岳の東北山麓に扇状地を造成し、平野部に肥沃な農地を形成している。

(5) 低平地

本市の有明海沿岸部に広がる低平地には、人口の約半数が居住しており、鹿島市の市街地と肥沃な農地が広がっている。

低平地のほとんどは、有明海沿岸の干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が非常に困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を多大に受ける粘土層の軟弱な地盤であるため、古来より浸水常習地域となっている。

(6) 活断層

佐賀県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、更には本市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

(7) 気候

本市の気候は、年間を通じ寒暖の差は比較的少なく、年間の平均気温は16℃前後で温暖な気候である。年間降水量については、平野部では平均1,800mm程で、山間部では平均で2,000mmに達し、2,800mmを超えることもある。

梅雨や台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が100mm以上を記録することもあり、特に塩田川、鹿島川などは感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。

II 想定するリスク

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、本市における過去の主な災害を列記するとともに、県内における被害発生に至るまでの経過を、災害事象ごとに整理する。

○鹿島市における風水害の被害状況

発生年月日	種類	主 な 被 害 概 要				
		死者	負傷者	家屋等 崩壊	家屋等 浸水	その他
昭和 24 年 8 月	台風	1	5	54	1,990	堤防決壊 54 ケ所、 道路崩壊 37 ケ所
昭和 29 年 9 月	台風			1	193	崖崩れ 1 ケ所
昭和 31 年 8 月	豪雨			16	1,814	堤防被害 21 ケ所、道路崩壊 15 ケ所、崖崩れ 15 ケ所
昭和 32 年 7 月	豪雨		3	5	421	堤防被害 23 ケ所、 道路崩壊 7 ケ所
昭和 37 年 7 月 (7・8 水害)	豪雨	5	15	43	4,621	河川決壊 285 ケ所、道路被害 285 ケ所、橋流失 18 ケ所
昭和 45 年 8 月	台風			22	447	河川、道路、橋被害
昭和 47 年 6 月	豪雨		1	2	334	河川被害 4 ケ所、道路被害 26 ケ所、崖崩れ 21 ケ所
昭和 51 年 8 月	豪雨		4	3	2,929	河川決壊 73 ケ所、道路被害 86 ケ所、橋流失 2 ケ所
昭和 51 年 9 月	台風		6	21	2,682	河川決壊 254 ケ所、道路被害 63 ケ所、橋流失 7 ケ所
昭和 55 年 8 月	豪雨		3	4	1,132	河川決壊 190 ケ所、道路被害 132 ケ所、橋流失 2 ケ所
昭和 60 年 8 月	台風	2		24	100	海岸決壊 1 ケ所、 道路被害 2 ケ所

II 想定するリスク

平成 2 年 7 月	豪雨	1	2	1	1,733	河川被害 45 ケ所、 道路被害 154 ケ所
平成 3 年 9 月	台風		2	244		河川被害 2 ケ所、 道路被害 6 ケ所
平成 11 年 6 月	豪雨			2	90	河川被害 7 ケ所、 道路被害 31 ケ所
平成 18 年 6 月	豪雨			4	17	河川被害 2 ケ所、 道路被害 9 ケ所
平成 18 年 8 月	台風			81		道路被害 39 ケ所
平成 19 年 7 月	豪雨			1		河川被害 1 ケ所、道路被害 2 ヶ所、農道被害 5 ケ所 崖崩れ 2 ケ所、農地被害 2 ケ 所、住家被害 1 ケ所
平成 28 年 6 月	豪雨			1		崖崩れ 2 ケ所、 小屋被害 1 ケ所
平成 30 年 7 月	豪雨		1			落石 2 ケ所、倒木 2 ケ所、 道路冠水 4 ケ所 崖崩れ（市道、農道、農地、 水路）62 ケ所

○佐賀県における災害事象ごとの被害状況

(1) 大雨

本県は、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきたが、本県で発生する風水害のうち半分は、大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100 ミリメートル以上の大雨は、6 月から 7 月の梅雨期に最も多く、この 2 ヶ月で年間の約 63 パーセントと最も多い。また、8 月から 9 月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 パーセントを占めている。

日降水量 200 ミリメートル以上の大雨や 1 時間降水量 50 ミリメートル以上の非常に激しい雨は、梅雨期の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

II 想定するリスク

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
<p>昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨</p>	<p>九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。</p> <p>6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。</p> <p>被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も 62 名にのぼった。</p>
<p>昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の大雨</p>	<p>済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。</p> <p>県南部の太良町大浦では 7 月 8 日午前 1 時から 8 時までの 7 時間に 600 ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前 4 時から 7 時までは、1 時間 100 ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3 時間降水量は 339 ミリメートルに達した。</p> <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家の流失、埋没、全半壊は 353 戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は 62 名という大きな被害が出た。</p>
<p>昭和 38 年 6 月 30 日の大雨</p>	<p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6 月 30 日午前 2 時から雨が強くなり、午前 6 時と 9 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超え、3 時間降水量も午前 3 時～6 時に 202 ミリメートル、さらに午前 6 時～9 時に 156 ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に 500 ミリメートル以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に 926 か所、家屋の流失埋没による全半壊は 181 戸にのぼり、死者についても 15 名という大きな被害が出た。</p>
<p>昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の大雨</p>	<p>8 月 28 日から 30 日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第 12 号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28 日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で 1 時間に 50 ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で 400 ミリメートルから 500 ミリメートル、所により 568 ミリメートルに達した。</p> <p>この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者 4 名、住家の被害は、床上浸水 3,006 戸、床下浸水 16,965 戸に及んだ。</p>

災 害	概 要
平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日の大雨	<p>梅雨前線が 6 月 28 日に九州北部に南下し、7 月 3 日まで九州付近に停滞した。</p> <p>県内では 2 日の午前 3 時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の 8 割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者 2 名、住家の被害は、床上浸水 4,635 戸、床下浸水 21,113 戸に及んだ。</p>
令和元年 8 月 27 日～30 日の大雨（令和元年佐賀豪雨）	<p>8 月 26 日朝には九州南部付近にあった前線が、27 日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、27 日に唐津市厳木町付近で、28 日に多久市及び南部（神崎市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近）で、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内全てに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で 1 時間降水量では佐賀（佐賀市）の 110.0 ミリを含む 2 地点、3 時間降水量では白石（杵島郡白石町）の 245.0 ミリを含む 2 地点、6 時間降水量では白石の 279.0 ミリを含む 2 地点、12 時間降水量では佐賀の 294.5 ミリ、24 時間降水量では佐賀の 390.0 ミリを含む 2 地点、48 時間降水量では佐賀の 430.5 ミリを含む 2 地点、72 時間降水量では佐賀で 461.0 ミリとなり観測史上 1 位の値となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生したことに加え、県内各地で土砂災害や浸水害が発生し、死者 3 名、住家被害は、床上浸水〇〇戸、床下浸水〇〇戸に及び、多くの住民が逃げ遅れるとともに、甚大な社会経済被害が発生した。</p>

(2) 台風

本県は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
昭和 20 年 9 月 17 日（枕崎台風）	<p>9 月 17 日に枕崎市付近に上陸した台風第 16 号は、時速 50 から 60 キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。</p> <p>佐賀地方は、17 日午前 5 時より次第に風速を増し、午後 9 時頃に最大風速が秒速 18.8 メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で 16 日から 17 日の降水量が 680 ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p>
<p>昭和24年8月16日～18日(ジュディス台風)</p>	<p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8月15日から18日の総降水量は古湯地域で760ミリメートルを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡(現在の佐賀市)、小城郡(現在の小城市)を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。</p>
<p>平成3年9月13日～14日(台風第17号)</p>	<p>沖ノ島島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して9月14日午前5時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風、秒速54.3メートルの最大瞬間風速(観測史上1位)を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村(現在の唐津市七山)で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成3年9月27日(台風第19号)</p>	<p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9月26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では27日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風、秒速52.6メートルの最大瞬間風速(観測史上2位)を観測した。</p> <p>台風第19号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34,208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成18年9月16日～18日の台風(台風第13号)及び秋雨前線豪雨</p>	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風、秒速50.3メートルの最大瞬間風速(観測史上3位)を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124,100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99ミリメートル、唐津市枝去木では1時間に</p>

災 害	概 要
	<p>89 ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p>

(3) 高潮

有明海は、遠浅でV字型の地形で、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

【有明海沿岸の主な高潮災害】

災 害	概 要
昭和 31 年 8 月 17 日 (台風第 9 号)	<p>最強風時と有明海沿岸の満潮時が重なって約 1.4メートルの気象潮が加わったことにより、大福、久保田、西川副などの各干拓堤防が各所で決壊し、海水が浸入した。この災害により、田畑が壊滅し農作物に甚大な被害をもたらすとともに、大福掬などでは入植者住宅が軒近くまで水没するなど、40年ぶりという大災害を引き起こした。</p>
昭和 60 年 8 月 31 日 (台風 13 号)	<p>台風の通過が有明海の満潮と重なり、大浦(太良町)でTP(東京湾平均海面)上 3.21メートル、湾奥の住ノ江では 4.81メートルに達する高潮を観測した。</p> <p>有明海に注ぐ本庄江、新川など 15 河川で大波に洗われて堤防の法面が崩壊し、久保田町(現在の佐賀市久保田町)では防潮堤防の上部が 20メートルにわたって半壊して海水が流入した。また、芦刈町(現在の小城市芦刈町)では六角川河口と福所江川に避難係留中の漁船 150 隻が高波を受け堤防や道路などに打ち上げられた。床上浸水は川副町(現在の佐賀市川副町)の 94 戸をはじめ 279 戸、床下浸水を含めると 1,000 戸以上が被害を受けた。</p>

(4) 地すべり等

本県は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした地すべり等】

II 想定するリスク

災 害	概 要
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号)及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害	<p>《伊万里市南波多町府招の地すべり》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 30 分頃、伊万里市南波多町府招の国道 202 号脇の山で、幅約 100 メートル、奥行き約 170 メートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋 2 戸が全壊、1 戸が半壊するなどの被害が生じた。</p>
	<p>《唐津市相知町田頭の土砂崩れ》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 45 分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約 300 メートル、高さ約 50 メートルにわたって崩れ、民家 1 棟が全壊、4 棟が半壊、3 人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。</p>
平成 22 年 7 月 14 日発生 of 吉野ヶ里町永山地区土石流災害	<p>7 月 12 日からの活発な梅雨前線の発達により吉野ヶ里町一帯に降り続いた雨は、12 日午後 3 時から 14 日正午までの連続雨量 475 ミリメートル、13 日正午から 14 日正午までの最大 24 時間雨量 289 ミリメートル、14 日午前 7 時から午前 8 時までの最大時間雨量 53 ミリメートルを記録した。</p> <p>14 日午前 9 時 20 分頃、吉野ヶ里町永山地区内の溪流で土石流が発生し、人家損壊 4 戸、非住家全壊 7 戸、橋梁被災 2 橋、消防施設損壊 1 施設等の被害が生じ、県道中原・三瀬線及び町道永山・坂本峠線が寸断された。</p>

(5) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、本県においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

【佐賀県で発生した主な竜巻災害】

災 害	概 要
平成 16 年 6 月 27 日の竜巻災害	<p>6 月 27 日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。(竜巻の強さ 佐賀市：F 2、鳥栖市：F 1)</p> <p>被害の範囲は、佐賀市で約 8 キロメートル、鳥栖市で約 1.3 キロメートルに及び、突風によって、軽症者 15 名、全壊家屋 15 棟、半壊家屋 25 棟、一部損壊家屋 377 棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。</p>
平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災害	<p>平成 28 年 9 月 28 日 10 時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約 45m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで J E F 1 に該当する。</p>

(6) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
679年 (天武7年)	筑紫国	6.5 ~7.5	家屋倒壊多く、幅6メートル、長さ10キロメートルの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐 ・対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向 ・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟(眉山崩壊による津波被害)。
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村)で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし

II 想定するリスク

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測。 人的被害 重傷1名 軽傷14名 家屋被害 半壊1件 一部損壊136件
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重傷者4名、軽傷者9名

(7) 津波

本県において発生した津波災害は、寛政4（1792）年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものが記録されている程度であり、少ない。記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

一方で、平成22年2月27日、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成11年4月以来、初めて有明・八代海に津波警報が発表されたものの、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、県内に被害はなかった。

また、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で0.2メートルの津波が観測されたが、県内に被害はなかった。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

3 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模

等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

昭和37年に発生した集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生する。

(4) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(5) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本県でも発生する。

(6) 地震

本市は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

一方で、西葉断層をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、市内でもほとんどの地域で震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(7) 津波

福岡県北部や長崎県南部等の周辺地域を震源とする地震や、海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、本県沿岸にも津波が到達する可能性がある。

また、津波の原因となる地震に伴い、河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、特に佐賀平野では、広域かつ長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている(第17条第1号)。《参考》基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について

横断的に評価する。(基本法第17条第3号)

イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第17条第4号)

ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第17条第5号)

エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、県が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。

オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

III 脆弱性評価

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生
II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断
IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
		4-5 市街地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態	

4 施策分野

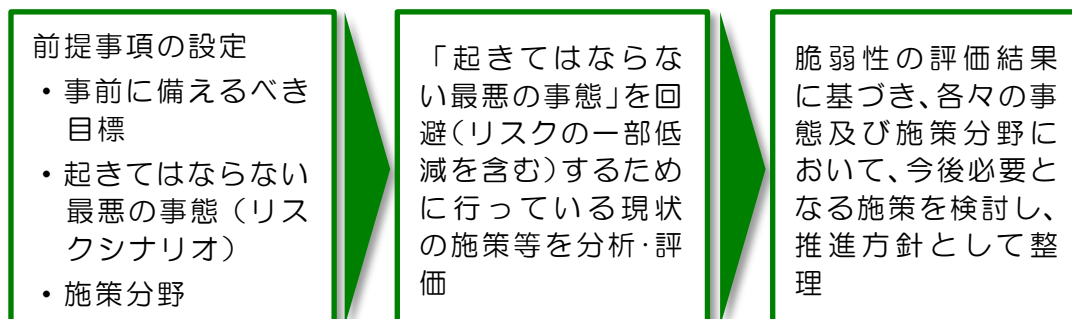
基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、市の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

<p>1. 行政機能・情報手段・組織 (総務課/企画財政課/農林水産課/都市建設課/教育総務課/生涯学習課)</p>
<p>2. 環境・文教 (総務課/農林水産課/環境下水道課/教育総務課/生涯学習課)</p>
<p>3. 保健医療・福祉 (総務課/保険健康課/福祉課/環境下水道課/水道課)</p>
<p>4. 経済・産業 (総務課/企画財政課/農林水産課/環境下水道課)</p>
<p>5. 生活基盤整備・交通 (総務課/農林水産課/都市建設課/環境下水道課/教育総務課/生涯学習課)</p>

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

1 行政機能・情報手段・組織

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に係る各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- ケーブルテレビ網の有効活用 【企画財政課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 佐賀県が整備を進めている防災航空隊への協力 【総務課】
- 迅速な応急対策活動を行いつつ、重要な行政サービスを一定レベル確保できるよう、「鹿島市業務継続計画（BCP）」や「鹿島市災害時受援計画」等のマニュアルの確認や不断の見直し 【総務課】
- 初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、庁

舎等の災害耐性を高める対策を推進する。 【総務課】

○ 犯罪が起きにくい地域づくり 【総務課、教育総務課】

○ 地域ぐるみで行う世代間交流の推進 【生涯学習課】

2 環境・文教

○ 災害時における生徒等の安全を確保するため、予め避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成 【教育総務課】

○ 避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める 【教育総務課】

○ 地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進 【環境下水道課】

○ 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】

○ 犯罪が起きにくい地域づくり 【総務課、教育総務課】

○ 地域ぐるみで行う世代間交流の推進 【生涯学習課】

○ 廃棄物処理の関係団体と連携し、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める 【環境下水道課】

3 保健医療・福祉

○ 地域福祉計画の推進（住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上など） 【福祉課】

○ 避難行動要支援者の名簿作成 【総務課、保険健康課、福祉課】

○ 福祉・医療・関係機関との連携強化 【保険健康課、福祉課】

○ 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の整備 【保険健康課】

○ 地域福祉計画の推進（福祉サービス提供者の育成、地域ケア体制の整備、関係機関との情報共有など） 【福祉課】

○ 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 福祉避難所の整備 【総務課】
- 新型インフルエンザなどの感染症対策の充実 【保険健康課】
- 災害備蓄品の整備 【総務課】
- 水道施設の計画的な整備・更新 【水道課】
- 災害時の情報共有と迅速な対応による水道供給体制の維持 【水道課】
- 下水道施設の長寿命化計画の策定および整備・更新 【環境下水道課】

4 経済・産業

- 森林整備担い手の育成 【農林水産課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 海の森事業の推進 【農林水産課、環境下水道】
- 森林資源の有効活用 【農林水産課】
- 森林施業の効率化促進 【農林水産課】
- CSO活動に対する支援・相談体制の充実 【企画財政課】
- 交流人口拡大の推進 【企画財政課】
- 災害備蓄品の整備 【総務課】
- 民間事業者等との協定締結 【総務課、関係各課】
- 農地・農業用施設の保全管理と多面的機能発揮のための活動への支援 【農林水産課】
- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】

5 生活基盤整備・交通

- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 公営住宅等整備事業の推進 【都市建設課】

- 住宅・建築物安全ストック形成事業の推進 【都市建設課】
- 公営住宅等ストック総合改善事業の推進 【都市建設課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 住宅の耐震化の促進 【都市建設課】
- 耐震対策の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進 【環境下水道課】
- 河川改修事業の促進 【都市建設課】
- 急傾斜地崩壊防止事業の推進 【都市建設課】
- 治山・砂防事業の推進 【都市建設課】
- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進。 【総務課】
- 都市雨水排水施設の長寿命化計画の策定および整備・更新
【環境課下水道課】
- 各学校の歴史、環境、特色を生かした「ふるさと教育」の推進、拡充
【教育総務課、生涯学習課】
- 漁港海岸保全施設の長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、施設の延命化と機能確保 【農林水産課】
- 漁港施設の機能保全計画に基づいた適切な維持管理と機能強化、保全対策の実施 【農林水産課】
- 農地・農業用施設の保全管理と多面的機能発揮のための活動への支援 【農林水産課】
- 老朽ため池等の整備 【農林水産課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 防災重点ため池のハザードマップ作成 【農林水産課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 森林整備担い手の育成 【農林水産課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 森林資源の有効活用 【農林水産課】
- 森林施業の効率化促進 【農林水産課】
- マンホールトイレの整備 【環境下水道課】
- 簡易トイレ及び薬剤の備蓄 【総務課】
- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道 498 号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】
- 農業生産基盤の整備 【森林水産課】
- 公共下水道事業の見直しおよび新整備手法による整備促進
【環境課下水道課】
- 下水道施設の長寿命化計画の策定および整備・更新 【環境課下水道課】
- 水質汚濁防止のための浄化槽の設置推進 【環境課下水道課】
- し尿の計画収集と適切な処理の徹底 【環境課下水道課】
- 災害廃棄物一時集積所候補地の選定 【環境課下水道課、総務課】
- 防災・消防に係る各機関の連携維持・強化 【総務課、関係各課】

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進にあたっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、「鹿島市総合計画」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が少ない傾向にあることから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が少ない傾向にあることから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力

等を向上させる必要がある。

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の施設については、施設の延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、施設の延命化と機能確保が必要である。
- 市が管理する漁港施設について、耐震・耐波性能の強化とともに、機能保全計画に基づき、適切な維持管理と計画的な保全対策工事を行い、施設の延命化を図っていく。
- 平野部において県営事業等で土水路として整備された水路で、経年変化により法面崩壊が進行した箇所は、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化するなか、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

生している。

- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として住民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県 協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が少ない傾向にあることから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。

- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化するなか、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として住民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県 協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点からの迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、集団感染が懸念される感染症の発生に備えて総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 多数の避難者が生活する避難所におけるトイレ不足の対策が必要である。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 孤立集落での住民避難や救助活動にはヘリコプターの活用が有効であることから、航空防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、県が自らの判断で情報収集を行うことができるヘリコプターを保有しておく必要がある。
- 大規模災害時には、他県・他機関から多くのヘリコプターが応援のために飛来することから、その効率的なオペレーションのため、受援計画の策定等、航空消防防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、市は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「鹿島市業務継続計画」（BCP）による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する漁港施設について、耐震・耐波性能の強化とともに、機能保全計画に基づき、適切な維持管理と計画的な保全対策工事を行い、施設の延命化を図っていく。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土が形成されている佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により業務を継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくない

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

ことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土が形成されている佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、公共下水道の維持管理が適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- し尿処理施設や公共下水道処理施設の被災を想定した污水处理対策が必要である。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市の管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内各都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

- 市が発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ない傾向にあることから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化するなか、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として住民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県 協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 平野部において県営事業等で土水路として整備された水路で、経年変化により法面崩壊が進行した箇所は、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 「互助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化するなか、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として住民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県 協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策を進める必要がある。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、長寿命

化計画に基づき、施設の延命化と機能確保が必要である。

- 平野部において県営事業等で土水路として整備された水路で、経年変化により法面崩壊が進行した箇所は、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能・情報手段・組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ない傾向にあることから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 孤立集落における住民避難や救助活動にはヘリコプターの活用が有効であることから、航空防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、県が自らの判断で情報収集を行うことができるヘリコプターを保有しておくことが必要である。
- 大規模災害時には、他県・他機関から多くのヘリコプターが応援のために飛来することから、その効率的なオペレーションのため、受援計画の策定等、航空消防防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 大規模災害が発生した際、市は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「鹿島市業務継続計画」（BCP）による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により活動が継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体

制を整備する必要がある。

B) 環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ない傾向にあることから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化するなか、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として住民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県 協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。

C) 保健医療・福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、集団感染が懸念される感染症の発生に備えて総合的な対策の推進を図る必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

D) 経済・産業

- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化するなか、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として住民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県 協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 「互助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。

E) 生活基盤整備・交通

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、鹿島市近辺においても、佐賀平野北縁断層帯や西葉断層などの活断層が存在し、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市の管理道路施設における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所は、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に

基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、施設の延命化と機能確保が必要である。
- 市が管理する漁港施設について、耐震・耐波性能の強化とともに、機能保全計画に基づき、適切な維持管理と計画的な保全対策工事を行い、施設の延命化を図っていく。
- 平野部において県営事業等で土水路として整備された水路で、経年変化により法面崩壊が進行した箇所は、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 多数の避難者が生活する避難所におけるトイレ不足の対策が必要である。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により住民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、公共下水道の維持管理が適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- し尿処理施設や公共下水道処理施設の被災を想定した汚水処理対策が必要である。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸（がれき）等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- 災害時における生徒等の安全を確保するため、予め避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成 【教育総務課】
- 避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める 【教育総務課】
- 地域福祉計画の推進（住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上など） 【福祉課】
- 避難行動要支援者の名簿作成 【総務課、保険健康課、福祉課】
- 福祉・医療・関係機関との連携強化 【保険健康課、福祉課】
- 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の整備 【保険健康課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 公営住宅等整備事業の推進 【都市建設課】
- 住宅・建築物安全ストック形成事業の推進 【都市建設課】
- 公営住宅等ストック総合改善事業の推進 【都市建設課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 住宅の耐震化の促進 【都市建設課】
- 耐震対策の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- ケーブルテレビ網の有効活用 【企画財政課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 災害時における生徒等の安全を確保するため、予め避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成 【教育総務課】
- 避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める 【教育総務課】
- 地域福祉計画の推進（住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上など） 【福祉課】
- 避難行動要支援者の名簿作成 【総務課、保険健康課、福祉課】
- 地域福祉計画の推進（福祉サービス提供者の育成、地域ケア体制の整備、関係機関との情報共有など） 【福祉課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 福祉・医療・関係機関との連携強化 【保険健康課、福祉課】
- 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の整備 【保険健康課】
- 河川改修事業の促進 【都市建設課】
- 急傾斜地崩壊防止事業の推進 【都市建設課】
- 治山・砂防事業の推進 【都市建設課】
- 都市雨水排水施設の長寿命化計画の策定および整備・更新 【環境下水道課】
- 各学校の歴史、環境、特色を生かした「ふるさと教育」の推進、拡充
【教育総務課、生涯学習課】
- 漁港海岸保全施設の長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、施設の延命化と機能確保 【農林水産課】
- 漁港施設の機能保全計画に基づいた適切な維持管理と機能強化、保全対策の実施 【農林水産課】
- 農地・農業用施設の保全管理と多面的機能発揮のための活動への支援 【農林水産課】
- 老朽ため池等の整備 【農林水産課】
- 防災重点ため池のハザードマップ作成 【農林水産課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進 【環境下水道課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 森林整備担い手の育成 【農林水産課】
- 海の森事業の推進 【農林水産課、環境下水道課】

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に關係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- ケーブルテレビ網の有効活用 【企画財政課】
- 災害時における生徒等の安全を確保するため、予め避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成 【教育総務課】
- 避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める 【教育総務課】
- 地域福祉計画の推進（住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上など） 【福祉課】
- 避難行動要支援者の名簿作成 【総務課、保険健康課、福祉課】
- 地域福祉計画の推進（福祉サービス提供者の育成、地域ケア体制の整備、関係機関との情報共有など） 【福祉課】
- 福祉・医療・関係機関との連携強化 【保険健康課、福祉課】
- 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の整備 【保険健康課】
- 地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進 【環境下水道課】
- 急傾斜地崩壊防止事業の推進 【都市建設課】
- 住宅・建築物安全ストック形成事業の推進 【都市建設課】
- 治山・砂防事業の推進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ○ 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 | 【都市建設課】 |
| ○ 水源かん養林の保全と整備 | 【農林水産課】 |
| ○ 森林整備担い手の育成 | 【農林水産課】 |
| ○ 森林資源の有効活用 | 【農林水産課】 |
| ○ 森林施業の効率化促進 | 【農林水産課】 |
| ○ 海の森事業の推進 | 【農林水産課、環境下水道課】 |

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- | | |
|---|---------|
| ○ ケーブルテレビ網の有効活用 | 【企画財政課】 |
| ○ 防災情報伝達システムの整備・推進 | 【総務課】 |
| ○ 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 | 【都市建設課】 |
| ○ 災害時における生徒等の安全を確保するため、予め避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成 | 【教育総務課】 |
| ○ 避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める | 【教育総務課】 |
| ○ 地域福祉計画の推進（福祉サービス提供者の育成、地域ケア体制の整備、関係機関との情報共有など） | 【福祉課】 |
| ○ CSO活動に対する支援・相談体制の充実 | 【企画財政課】 |
| ○ 交流人口拡大の推進 | 【企画財政課】 |
| ○ 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 | 【総務課】 |
| ○ 防災重点ため池のハザードマップ作成 | 【農林水産課】 |

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ○ 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 | 【総務課】 |
| ○ 防災情報伝達システムの整備・推進 | 【総務課】 |
| ○ 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 | 【総務課】 |
| ○ 消防団活動の環境整備 | 【総務課】 |
| ○ 福祉・医療・関係機関との連携強化 | 【保険健康課、福祉課】 |
| ○ 福祉避難所の整備 | 【総務課】 |
| ○ 新型インフルエンザなどの感染症対策の充実 | 【保険健康課】 |
| ○ マンホールトイレの整備 | 【環境下水道課】 |
| ○ 簡易トイレ及び薬剤の備蓄 | 【総務課】 |

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ○ 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 | 【都市建設課】 |
| ○ 福祉・医療・関係機関との連携強化 | 【保険健康課、福祉課】 |
| ○ 災害備蓄品の整備 | 【総務課】 |

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 民間事業者等との協定締結 【総務課、関係各課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道498号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 佐賀県が整備を進めている防災航空隊への協力 【総務課】
- 急傾斜地崩壊防止事業の推進 【都市建設課】
- 治山・砂防事業の推進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道498号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に関する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- 佐賀県が整備を進めている防災航空隊への協力 【総務課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 福祉・医療・関係機関との連携強化 【保険健康課、福祉課】
- 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の整備 【保険健康課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道498号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 福祉・医療・関係機関との連携強化 【保険健康課、福祉課】
- 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の整備 【保険健康課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】

- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道 498 号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- 迅速な応急対策活動を行いつつ、重要な行政サービスを一定レベル確保できるよう、「鹿島市業務継続計画（BCP）」や「鹿島市災害時受援計画」等のマニュアルの確認や不断の見直し 【総務課】
- 初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、庁舎等の災害耐性を高める対策を推進する。 【総務課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 犯罪が起きにくい地域づくり 【総務課、教育総務課】
- 地域ぐるみで行う世代間交流の推進 【生涯学習課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】

4 大規模自然災害発生後であっても、県民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 漁港施設の機能保全計画に基づいた適切な維持管理と機能強化、保全対策の実施 【農林水産課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道 498 号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道 498 号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 水道施設の計画的な整備・更新 【水道課】
- 災害時の情報共有と迅速な対応による水道供給体制の維持 【水道課】
- 下水道施設の長寿命化計画の策定および整備・更新 【環境下水道課】
- 農業生産基盤の整備 【農林水産課】
- 公共下水道事業の見直しおよび新整備手法による整備促進 【環境下水道課】
- 水質汚濁防止のための浄化槽の設置推進 【環境下水道課】
- し尿の計画収集と適切な処理の徹底 【環境下水道課】
- マンホールトイレの整備 【環境下水道課】
- 簡易トイレ及び薬剤の備蓄 【総務課】

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施 【都市建設課】
- 防災上重要な建築物の耐震化の促進 【関係各課】
- 沿道建築物の耐震化の促進 【都市建設課】
- 広域幹線道路及び市内幹線道路の整備促進 【都市建設課】
- 有明海沿岸道路（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望 【都市建設課】
- 国道 498 号の走行性の高い道路への整備要望 【都市建設課】

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 都市雨水排水施設の長寿命化計画の策定および整備・更新 【環境下水道課】
- 老朽ため池等の整備 【農林水産課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進 【環境下水道課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 農地・農業用施設の保全管理と多面的機能発揮のための活動への支援 【農林水産課】
- 老朽ため池等の整備 【農林水産課】
- 森林整備担い手の育成 【農林水産課】
- 森林資源の有効活用 【農林水産課】
- 森林施業の効率化促進 【農林水産課】
- 海の森事業の推進 【農林水産課、環境下水道課】

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 廃棄物処理の関係団体と連携し、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める 【環境下水道課】
- 住宅の耐震化の促進 【都市建設課】
- 災害廃棄物一時集積所候補地の選定 【環境下水道課、総務課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 【総務課】
- 防災情報伝達システムの整備・推進 【総務課】
- 防災・消防に関係する各機関の連携維持・強化 【総務課】
- 消防団活動の環境整備 【総務課】
- 犯罪が起きにくい地域づくり 【総務課、教育総務課】
- 地域ぐるみで行う世代間交流の推進 【生涯学習課】

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進 【環境下水道課】
- 水源かん養林の保全と整備 【農林水産課】
- 森林整備担い手の育成 【農林水産課】
- 海の森事業の推進 【農林水産課、環境下水道課】
- 河川改修事業の促進 【都市建設課】
- 都市雨水排水施設の長寿命化計画の策定および整備・更新 【環境下水道課】
- 漁港海岸保全施設の長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、施設の延命化と機能確保 【農林水産課】
- 農地・農業用施設の保全管理と多面的機能発揮のための活動への支援 【農林水産課】
- 老朽ため池等の整備 【農林水産課】

【別紙4】国土強靱化計画における個別事業一覧

【目次】

1. 道路事業	5 1
2. 都市公園事業	5 2
3. 生活排水処理、雨水排水処理事業	5 3
4. 住宅事業	5 4
5. 農業農村整備事業	5 5
6. 漁港事業	5 6
7. 林道整備事業	5 7
8. 学校施設整備事業	5 8
9. 保育所整備事業	5 9
10. 街なみ環境整備事業	6 0

※個別事業一覧に掲載されている事業は、計画作成（R2.3）時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により、変更となることもある。

1. 道路事業

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業種別	事業量	事業費 (百万円)	事業期間(予定)
1	鹿島市	市町	中牟田・御神松線ほか2路線	鹿島	改築	1 km	16	短期(2020年度まで)
2	鹿島市	市町	中川・西峰線ほか4路線	鹿島	改築	2 km	5	短期(2020年度まで)
3	鹿島市	市町	井手・看場線	北鹿島	交通安全	1 km	9	短期(2020年度まで)
4	鹿島市	市町	(市)鹿島駅・乙丸線	鹿島	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
5	鹿島市	市町	(市)逆川線	鹿島	交通安全	1 km	26	中期(2021~2025年度)
6	鹿島市	市町	(市)大殿分・伏原線	鹿島	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
7	鹿島市	市町	(市)広瀬・若殿分線	鹿島	交通安全	1 km	20	中期(2021~2025年度)
8	鹿島市	市町	(市)琴路線	鹿島	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
9	鹿島市	市町	(市)古場切・浜漁港線	鹿島	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
10	鹿島市	市町	(市)古場切・学校線	鹿島	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
11	鹿島市	市町	(市)乙丸・吹上線	鹿島	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
12	鹿島市	市町	(市)新町・組知線	鹿島	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
13	鹿島市	市町	(市)中牟田・御神松線	鹿島	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
14	鹿島市	市町	(市)横田・久保堤線	鹿島小	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
15	鹿島市	市町	(市)乙丸・吹上線	鹿島小	交通安全	1 km	25	中期(2021~2025年度)
16	鹿島市	市町	(市)二本柳線	鹿島小	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
17	鹿島市	市町	(市)中牟田・中川線	鹿島小	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
18	鹿島市	市町	(市)西牟田・新町線	鹿島小	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
19	鹿島市	市町	(市)東町・西牟田線	鹿島小	交通安全	1 km	15	中期(2021~2025年度)
20	鹿島市	市町	(市)中牟田・御神松線	鹿島小	交通安全	1 km	30	中期(2021~2025年度)
21	鹿島市	市町	(市)古枝線	古枝小	交通安全	1 km	25	中期(2021~2025年度)
22	鹿島市	市町	(市)乙丸・常広線	北鹿島小	交通安全	1 km	25	中期(2021~2025年度)
23	鹿島市	市町	(市)龍宿浦線	七浦小	交通安全	1 km	25	中期(2021~2025年度)
24	鹿島市	市町	(市)辻・馬渡線	明倫小	交通安全	1 km	25	中期(2021~2025年度)

2. 都市公園事業

項番	市町名	事業主体	公園名	事業種別	事業量	事業費 (百万円)	事業期間 (予定)
1	鹿島市	市町	蟻尾山公園等	長寿命化	2.0 箇所	15	中期 (2021~2025年度)

3. 生活排水処理、雨水排水処理事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	排水区等名	地区名	事業種別	事業量	事業費 (百万円)	事業期間(予定)
1	公共下水道	鹿島市	市町	西牟田排水区		浸水対策	36.0 ha	355	2019年度～2022年度
2	公共下水道	鹿島市	市町	多々良川右岸排水区		浸水対策	1.0 ha	149	2019年度～2021年度
3	公共下水道	鹿島市	市町	南舟津排水区		浸水対策	9.0 ha	940	2019年度～2022年度
4	公共下水道	鹿島市	市町	鹿島処理区	処理場、ポンプ場	耐震化(施設)	2.0 箇所	60	2019年度～2020年度
5	公共下水道	鹿島市	市町	中牟田排水区	ポンプ場	耐震化(施設)	1.0 箇所	30	2019年度～2019年度
6	公共下水道	鹿島市	市町	中村排水区	ポンプ場	耐震化(施設)	1.0 箇所	25	2022年度～2022年度
7	公共下水道	鹿島市	市町	鹿島処理区	処理場、ポンプ場	改築(施設)	2.0 箇所	346	2019年度～2022年度
8	公共下水道	鹿島市	市町	中牟田排水区	ポンプ場	改築(施設)	1.0 箇所	704	2019年度～2022年度
9	公共下水道	鹿島市	市町	西牟田排水区	ポンプ場	改築(施設)	1.0 箇所	570	2019年度～2022年度
10	公共下水道	鹿島市	市町	鹿島処理区		未普及対策	51.7 ha	1,100	2019年度～2022年度
11	公共下水道	鹿島市	市町	鹿島処理区	汚泥処理施設	広域化	1.0 箇所	8	2020年度～2020年度
12	浄化槽	鹿島市	市町	-	-	個人型	240 基	95	2019年度～2022年度
13	公共下水道	鹿島市	市町	鹿島処理区	マンホールトイレ	浸水対策	3 箇所	27	2020年度～2022年度
14	公共下水道	鹿島市	市町	全排水区	内水ハザードマップ	浸水対策	678 ha	20	2021年度

4. 住宅事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業種別
1	建築	鹿島市	県・市町	公営住宅等整備事業	市内全域	公営住宅整備等
2	建築	鹿島市	県・市町	公営住宅等ストック総合改善事業	市内全域	公営住宅整備等
3	建築	鹿島市	県・市町	街なみ環境整備事業	市内全域	街なみ整備等
4	建築	鹿島市	県・市町	住宅・建築物安全ストック形成事業	県内全域	建築物耐震改修・危険住宅移転等

5. 農業農村整備事業

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業量	事業費 (百万円)	事業期間(予定)
1	鹿島市	区	基盤整備促進(小規模整備型)	三部	除塵機N=1か所	30	2020~2021
2	鹿島市	市	基盤整備促進(小規模整備型)	浅浦	水路L=100m	10	2021
3	鹿島市	市	基盤整備促進(小規模整備型)	湯ノ峰	水路L=170m	7	2021
4	鹿島市	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	鹿島地区	用排水施設一式	83	2018~2020
5	鹿島市	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	鹿島地区その2	用排水施設一式	90	2021~2023
6	鹿島市	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	鹿島地区その3	用排水施設一式	90	2024~2026
7	鹿島市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	多良岳	用水施設一式	25	2018~2020
8	鹿島市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	多良岳二期	用水施設一式	21	2021~2023
9	鹿島市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	多良岳三期	用水施設一式	21	2024~2026
10	鹿島市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	鹿島干拓	用排水施設一式	85	2018~2020
11	鹿島市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	鹿島干拓第2	用排水施設一式	60	2021~2023
12	鹿島市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	鹿島干拓第3	用排水施設一式	60	2024~2026
13	鹿島市	市	農道整備事業(保全対策型)	多良岳オレンジ海道鹿島	L=1570m	74	2020~2026
14	鹿島市	市	調査計画事業	黒岩	ため池実施計画策定	12	2020
15	鹿島市	市	ハザードマップ	郡山外8地区	ハザードマップ作成	20	2020
16	鹿島市	市	海岸保全事業	七浦	老朽化対策 N=2箇所	200	2019~2023

6. 漁港事業

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業量	事業費 (百万円)	事業期間 (予定)
1	鹿島市	市	漁港施設ストックマネジメント事業	鹿島市本土	機能保全工事 一式	370	2016～2026
2	鹿島市	市	漁港施設ストックマネジメント事業 (機能強化)	七浦漁港	機能強化対策 一式	100	2022～2024
3	鹿島市	市	漁港施設ストックマネジメント事業 (機能強化)	飯田漁港	機能強化対策 一式	100	2024～2026
4	鹿島市	市	漁港漁村活性化対策事業	七浦漁港	照明灯取替	10	2022
5	鹿島市	市	漁港漁村活性化対策事業	浜漁港	照明灯取替	10	2023

7. 林道整備事業

項番	地域森林計画名	市町名	事業主体	路線名	種別	事業種別	事業量	利用区域面積
1	佐賀東部	鹿島市	市	松ノ坂	森林管理道	開設	2,600.0 m	62.0 ha
2	佐賀東部	鹿島市	市	多良岳横断	森林基幹道	改良	6,700.0 m	582.0 ha
3	佐賀東部	鹿島市	市	中木庭	森林管理道	改良	1,800.0 m	43.0 ha

8. 学校施設整備事業

項番	市町名	事業主体	事業名	学校名	事業種別	事業費 (百万円)	事業期間(予定)
1	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	明倫小学校	校舎・体育館大規模改造	975	2020～2023
2	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	浜小学校	校舎大規模改造	267	2023
3	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	北鹿島小学校	校舎大規模改造	881	2024～2026
4	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	西部中学校	校舎・体育館大規模改造	1,300	2024～2027
5	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	七浦小学校音成分校	校舎大規模改造	91	2027
6	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	浜小学校	管理棟大規模改造	206	2028
7	鹿島市	市	学校施設大規模改造(老朽)事業	七浦小学校	管理棟大規模改造	206	2029

9. 保育所等整備事業

項番	市町名	事業主体	事業名	保育所名	事業種別	事業期間（予定）
1	鹿島市	保育所等	保育所等整備交付金	共生保育園	園舎改修	2020～2024
2	鹿島市	保育所等	保育所等整備交付金	能古見保育園	園舎建替え	2020～2024
3	鹿島市	保育所等	保育所等整備交付金	若草保育園	園舎改修	2020～2024
4	鹿島市	保育所等	保育所等整備交付金	七浦保育園	園舎改修	2020～2026

10. 街なみ環境整備事業

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業量	事業費 (百万円)	事業期間(予定)
1	鹿島市	市	街なみ環境整備事業	祐徳門前地区	小公園等整備 540㎡ 防犯灯整備 一式	150	2022～2026